

令和8年度介護報酬改定に対応した総合事業サービスAの報酬（案）

- 介護職員の処遇改善や生産性向上に向けて、令和8年度介護報酬改定により、介護サービスの報酬が改定される（改定率+2.03%：訪問介護相当サービスは処遇改善加算が最大2.87%上乗せ、通所介護相当サービスは処遇改善加算が最大1.27%（定員19人未満の場合）上乗せ。）
- 昨今の物価や燃料費高騰の影響がある中で、**総合事業サービスAのサービス提供の継続、経営の安定化を図るため総合事業サービスAの報酬を改定したい。**

【改正前】

訪問型 A	基本報酬	
	1回 あたり	(20分以上60分未満) 206単位 (20分未満) 100単位

2.87%
上乗せ

【改正後（令和8年6月から）】

基本報酬	
1回 あたり	(20分以上60分未満) 212単位 (20分未満) 103単位

通所型 A	基本報酬	
	1回 あたり	358単位

1.27%
上乗せ

基本報酬	
1回 あたり	363単位

○報酬設定の考え方

- ・相当サービス事業所が処遇改善加算を算定するためには各種算定要件を満たすことや必要な届出を行うこととしている。また、処遇改善加算は他の各種加算減算を適用した後に計算することとされている。
- サービスAについては介護人材のすそ野の拡大、高齢者への多様なサービスの提供という視点から普及拡大を図る必要があり、人員配置や設備基準等の運営基準を緩やかにしているとともに、届け出書類等の省略や算定構造の簡略化をしている。しかしながら、物価や燃料費高騰の影響は相当サービス事業所と同様に受けることが考えられるため、相当サービス処遇改善加算の最大加算率を参考にして一律に基本報酬に上乗せすることとしたい。